

職員の軽装勤務の通年実施について

当院ではこれまで夏期期間（5月～9月）は軽装励行期間として、国が提唱するクールビズの取り組みを実施して参りましたが、この度、さらなる省エネルギーの推進及び職員一人ひとりが働きやすい服装で勤務することによる業務効率の向上を目的に下記のとおり軽装勤務を通年で実施することにいたしました。

患者さんをはじめご来院の方におかれましては本取り組みの趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

記

実施内容 服装を指定する場合を除き、年間を通して勤務時間中の軽装（上着の未着用、ノーネクタイ、ポロシャツ等の着用）による勤務を許可する。

開始年月日 令和8年5月1日

留意事項 軽装にあたっては、病院職員として品位を損なわない節度ある服装とし、患者さんをはじめご来院の方に不快感を与えることがないように配慮します。
TPOに応じた服装とし、式典等社会通念上、ネクタイや上着の着用が必要な場合には適切に対応します。
ネクタイや上着等の着用は必要な場合を除き、個人の判断とし、着用を妨げるものではありません。

令和8年4月30日

国立病院機構米沢病院